

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	消費税は世代間格差是正に有効か：現役・高齢世代の消費税負担の実態を中心に
Author	松本 淳
Citation	経済学雑誌, 112巻3号, p.74-102.
Issue Date	2011-12
ISSN	0451-6281
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経済学会
Description	長沼進一・山下英次 両教授退任記念号
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

消費税は世代間格差是正に有効か

——現役・高齢世代内の消費税負担の実態を中心に——

松 本 淳

目 次

はじめに	4. 直接税、社会保険料も含めた負担の実態
1. なぜ消費税が注目されるのか	5. 政策的含意
2. 年齢階級別・現役世代の消費税負担の実態	おわりに
3. 高齢世代内の消費税負担の実態	

はじめに

昨今、「税と社会保障の一体改革」という名のもとに、消費税増税が議論的になっている。なぜいま、消費税が注目を浴びるのであろうか。注目を集めるには、それ相応の理由があるはずである。たとえばその理由として、税収の安定性・偏在性という視点、効率性という視点、そして公平性という視点といった理由が挙げられる。しかし筆者は、この第3の視点とりわけ「世代間格差の是正のための消費税」に疑問を持っている。簡潔にいえば、この世代間格差論は「現役世代 vs 高齢世代」という二項対立論に陥っており、たとえば現役世代内の公平性や高齢世代内の公平性など様々な議論の余地を残しているからである。

そこで、本論文では現役世代内の消費税負担の実態や高齢世代内の消費税の実態を『家計調査』のデータを用いて推計し、消費税が現役世代内においてどのような負担を求めることがあるのか、あるいは高齢世代内においてどのような負担を求めることがあるのか、といったことを明らかにしていく。また消費税だけでなく直接税や社会保険料負担の実態も加味しながら、今後、消費税の議論をどのようにしていくべきかについても言及する。

1. なぜ消費税が注目されるのか

1-1. 税収の安定性・偏在性という視点

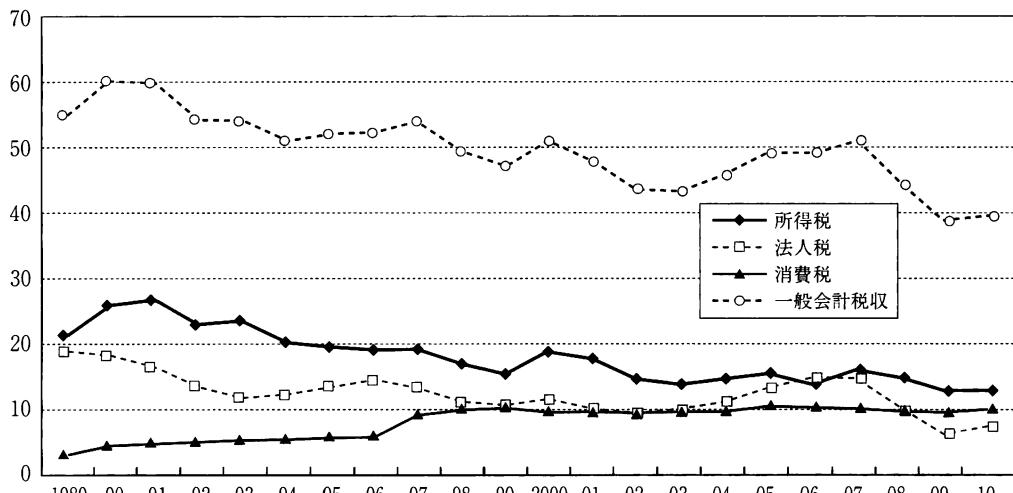
一般消費税の特徴として、経済社会活動とともに生じる財政需要に対応した安定的税収の確保が期待できるということが挙げられる。図表1は消費税が導入された1989年から2010年

[キーワード]

消費税、世代間格差、実効税率

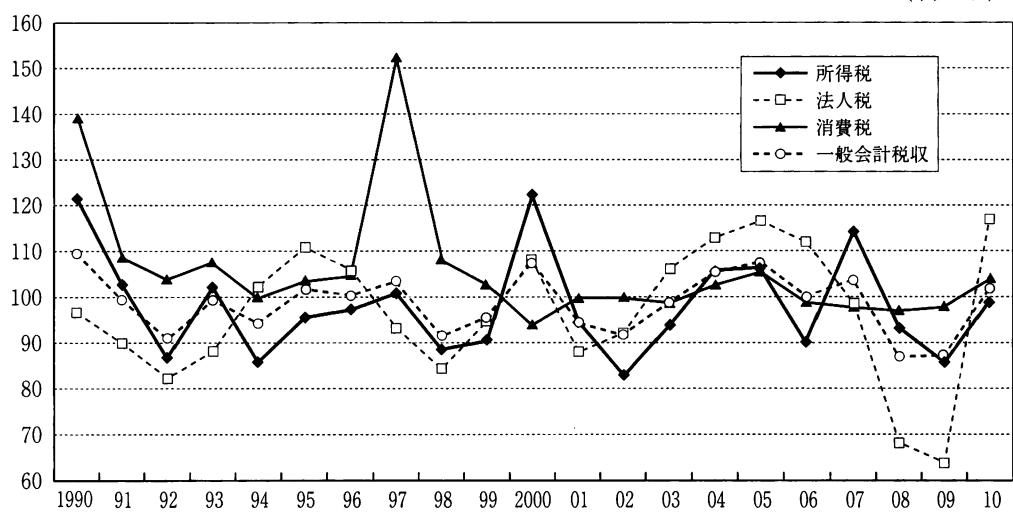
図表1：主要税目の税収（一般会計分）の推移

(単位：兆円)

出所：財務省 HP (<http://www.mof.go.jp>) 資料より作成

図表2：主要税目の対前年度税収割合の推移

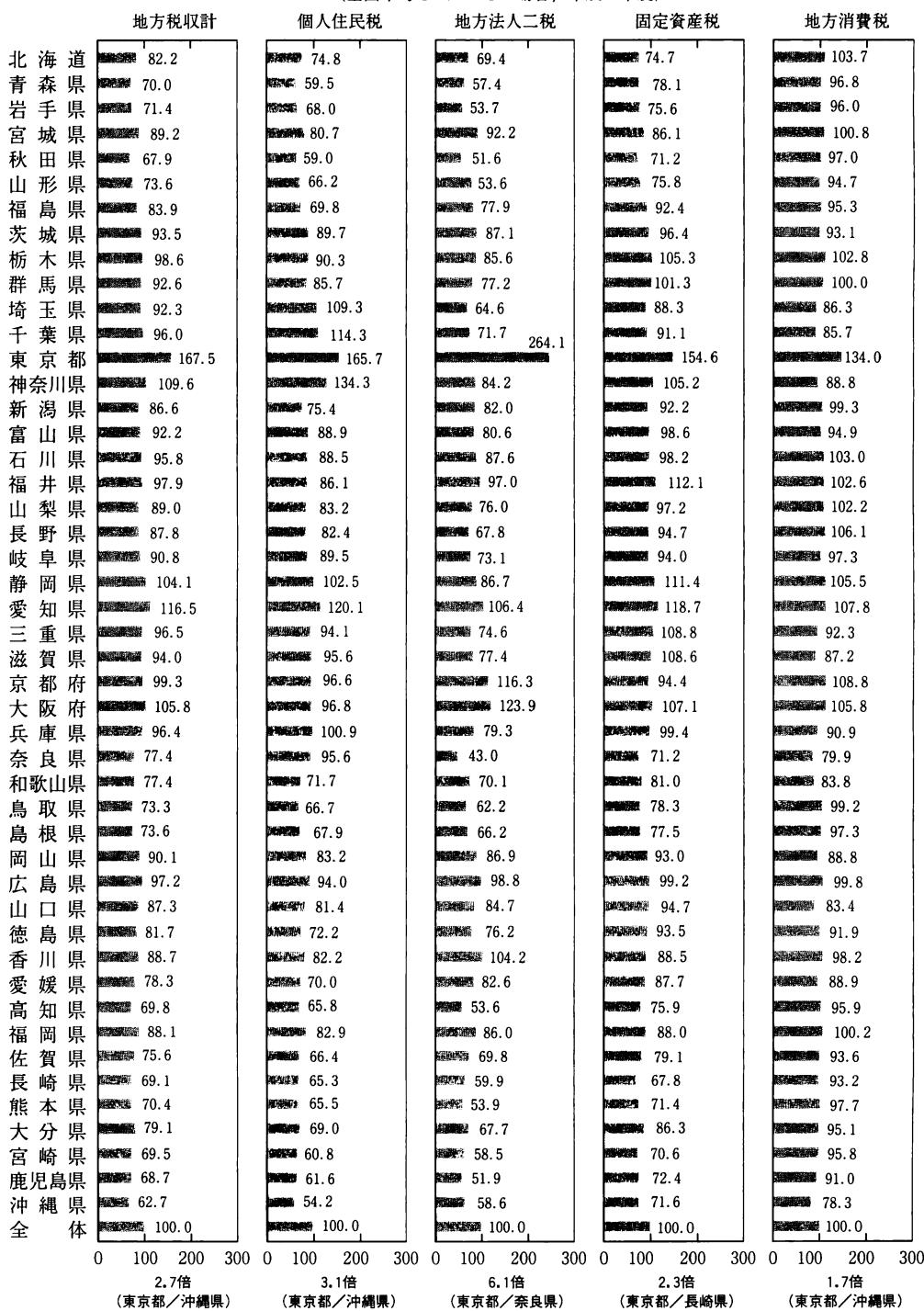
(単位：%)

出所：財務省 HP (<http://www.mof.go.jp>) 資料より作成

までの主要税目の推移をみたものである。所得税や法人税といった直接税よりも消費税のほうが安定的に推移しているのがみてとれる。また図表2は主要税目の対前年度税収割合の推移をみたものである。消費税は1989年に税率3%で導入されたときと1997年に税率を3%から5%へ引き上げたときに対前年度割合が上昇しているが、それ以外の時期では非常に安定して推移していることが分かる。一方で所得税や法人税といった直接課税は景気の変動によって上昇・下降を繰り返していることがみてとれる。とりわけ法人税の振れ幅が大きいことが特徴的である。

図表3：地方税収の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、平成21年度)



出所：総務省自治税務局『平成23年度 地方税に関する参考係数資料』2011年1月、より作成

る。たとえば近年では、2003年以降、輸出産業を中心とした景気回復期において法人税収は対前年度比でみて、毎年のように前年を上回る増収であったが、リーマンショックを契機とした世界的な不況の波にさらされることになり、2008年、2009年と2年連続して大幅な法人税収の落ち込みにつながったことは記憶に新しい。

図表3は地方税収の主要税目の人口1人当たり税収額を都道府県別に指指数化したものである。これをみても明らかのように、個人住民税や地方法人二税といった直接税は地域による偏在性の大きな税目であることが分かる。個人住民税についてみると、最大の東京都（165.7）と最小の沖縄県（54.2）ではおよそ3.1倍の格差がある。さらに地方法人二税についてみると、最大の東京都（264.1）と最小の奈良県（43.0）とではおよそ6.1倍もの格差がある。一方で、地方消費税は最大の東京都（134.0）と最小の沖縄県（78.3）ではおよそ1.7倍の格差であり、明らかに地方消費税の偏在性は他の税目よりは小さいものとなっている。

所得の弾性値が高く景気の良好なときの自然増収という魅力を直接税は有している。しかし2000年前後の不況期に真っ先に財政難に陥ったのは法人二税を主要な財源とする大都市圏であった¹⁾。また近年のリーマンショック後の急激な不況のあおりを受けた法人税収の大幅な落ち込みも大都市財政に大きな影響を与えた。こうしたなか、景気の変動の影響を比較的に受けにくく税収の安定性を備えている消費税が大きな注目を浴びている。また地方消費税は、税収の偏在性が比較的小さく安定的な基幹税目の一として、福祉・教育・警察・消防といった住民に身近な財・サービスを提供している地方財政の財源としても注目されているのである。

1-2. 効率性という視点

次に効率性という観点から消費税が有望であるという議論をみていくことにしよう。これについては2009年に英国IFS（Institute for Fiscal Studies）がノーベル経済学者マーリーズ（Mirrlees）を中心とした財政研究者グループを集め、グローバル時代にふさわしい税制提言を行った「マーリーズ・レビュー」の議論を中心にみていくことにする²⁾。この「マーリーズ・レビュー」はイギリスの付加価値税制度の問題点を挙げ、提言を行っている。そこで最大の問題点として挙げられているものが付加価値税の効率性についてである。具体的にはイギリスの付加価値税制度は非課税の範囲が広く、免税点も高く設定されているために課税ベースの浸食（erosion）が進み大幅な減収となるだけでなく、価格が歪み経済的非効率をもたらしていると主張される（図表4参照）。さらには、低所得者対策として導入されているゼロ税率・軽減税率が広範囲に適用される結果、税制が複雑で事業者と税務当局双方にとってのコンプライアンスコストが高いことも挙げられている。

また「マーリーズ・レビュー」では、このような付加価値税制度のもつ非効率をC効率性

1) たとえば、重森 晓・都市財政研究会編著（2000）を参照されたい。

2) IFS, Ian Crawford, Michael Keen, and Stephen Smith “Value-Added Tax and Excises”, 2010.

図表4：イギリス VAT の非課税・ゼロ税率・軽減税率

非課税	土地・建物の譲渡・賃貸（非居住用新築物件の譲渡は除く）。保険。郵便サービス。賭け事・博戯・富くじ。金融。教育。医療及び福祉。埋葬・火葬。労働組合・専門職業協会等の非営利組織の会員向けサービス（会費以外の対価を徴収しないもの）。スポーツ又は身体レクリエーションの競技会への参加料（非営利のもの）。芸術作品。慈善団体による募金活動（同一地域での開催が年15回以下のもの）に付隨する財・サービスの提供。公的団体等の美術館、動物園、文化的施設への入場料。仕入税額が回復できない財。投資目的の金。
ゼロ税率	食料品（ケータリング、レストランでの飲食、温かい食べ物のテイクアウトは除く。菓子、酒、飲料（水を含む。ただし茶、ココア、コーヒー、牛乳はゼロ税率）、ジャガイモ製品、自家用酒製造用パックは標準税率。原則はゼロ税率で、適用除外品目を限定列挙。ただし、適用除外品目にも例外がある）。下水サービス、水。書籍、新聞、雑誌、絵本、楽譜、地図。王立盲人援護協会又は類似の慈善団体のための録音図書、無線受信機、再生機の提供。住宅の建築。保護建築物の譲渡（再建後1回のみ）、改変。国際サービス。船舶・飛行機の供給・修理・メンテナンス、旅客輸送、国際貨物輸送。キャラバン、居住用ボート。金取引（中央銀行・ロンドン金市場との国内保有の取引）。銀行小切手。処方薬、医療用品、障害者のための補助具・自動車とそれに付随するサービス。一定の輸出入。慈善団体による被寄附物の売却及び賃貸、慈善団体への寄附。大人の着用には適さない幼児用の衣料・靴（毛皮を使用しているものは除く）、産業用の防護靴・ヘルメット、バイク・自転車用ヘルメット
5 %	家庭用の燃料又は電力の供給。居住用又は適格慈善団体の敷地への省エネルギー器具の設置サービス（及び器具の供給）。低所得者、高齢者（60歳以上）を対象とした暖房設備又は防犯用品の設置。女性用の衛生用品。避妊具。チャイルドシート。住宅の適格な転換（住居の数を変える、世帯数を増やす、非居住用から居住用住宅への転換）。空屋期間3年超の住宅の改築。輸入美術品、収集品、アンティークの一部。

(C-Efficiency) という指標を用いて国際比較を行っている。この指標は付加価値税収をその課税対象となる消費支出額で割り、それを法定税率と比べたものである。より具体的には、最終消費支出からそこに含まれている付加価値税収を差し引き、それに標準税率を乗じて算出した付加価値税収と実際の付加価値税収との比率ということになる。図表5をみるとイギリスの付加価値税のC効率性(49)はOECD諸国の中でメキシコ(31)、イタリア(41)、ギリシア(46)、ポーランド(48)、ポルトガル(48)に次いで下から6番目に位置している。これはゼロ税率・軽減税率や非課税品目が多いことにより税収が大きく失われていることを示している。ちなみに日本は単一税率をとっていることもあり、消費税のC効率性は72となっており、ニュージーランド、ルクセンブルク、イスラエルについて世界で4番目に高くなっている。

付加価値税のC効率性が最も高くなっている国はニュージーランドである³⁾。ニュージーランドはGST(goods and service tax)という世界で最も課税ベースが広い付加価値税を採用している。非課税の適用範囲も金融取引などのごく一部に限られており、経済に対して最も中立

3) ニュージーランドのGSTの内容については、鎌倉治子『諸外国の付加価値税(2008年版)』国会図書館調査及び立法調査局、2008年が詳しい。

図表5：OECD諸国における付加価値税率とC効率性

	Standard rate (percent)	Reduced rates (percent)	Threshold (in USD)	C-efficiency (percent, 2005)
Australia	10	Zero	35,500	57
Austria	20	10, 12	34,400	60
Belgium	21	Zero, 6, 12	6,400	50
Canada	6	Zero	25,000	52
Czech Republic	19	Zero, 5	70,000	59
Denmark	25	Zero	5,800	62
Finland	22	Zero, 8, 17	9,700	61
France	19.6	2.1, 5.5	87,500	51
Germany	19	7	20,000	54
Greece	19	4.5, 9.0	11,500	46
Hungary	20	5	30,800	49
Iceland	24.5	Zero, 7	4,800	62
Ireland	21	Zero, 4.8, 13.5	63,000	68
Italy	20	Zero, 4, 10	8,000	41
Japan	5	—	80,600	72
Korea	10	Zero	None	71
Luxembourg	15	3, 6, 12	11,500	81
Mexico	15	Zero	None	33
Netherlands	19	6	2,200	61
New Zealand	12	Zero	26,300	105
Norway	25	Zero, 8, 14	2,600	58
Poland	22	Zero, 7	20,900	48
Portugal	21	5, 12	11,500	48
Slovak Republic	19	—	86,700	53
Spain	16	4, 7	None	56
Sweden	25	Zero, 6, 12	None	55
Switzerland	7.6	Zero, 2.4, 3.6	44,100	76
Turkey	18	1, 8	None	53
United Kingdom	17.5	Zero, 5	93,600	49
Unweighted Average	17.7			58

出所：IFS, Ian Crawford, Michael Keen, and Stephen Smith “Value-Added Tax and Excises”, 2010, p. 299.

的な付加価値税であるといわれている。また税率も標準税率の12.5%の1本で軽減税率も採用していない。こうした一方で、低所得者対策を中心に様々な給付付き税額控除が設けられている⁴⁾。

4) たとえば18歳未満の扶養児童をもつ家族に対する支援である Family Tax Credit, 勤労家族に対する支援である In-work Tax Credit, 低所得の勤労家族に対する最低所得保障である Minimum Family Tax Credit, そして中間所得層の個人の負担軽減を目的とする Independent Earner's Tax Credit がある。

1-3. 公平性という視点

社会保障財源・世代間格差是正策としての消費税への期待

2011年3月に朝日新聞社が行った世論調査の結果からみてみよう⁵⁾。それによると今後の日本の目指す方向について「負担が増えても社会保障を維持・充実させる」が47%と、「保障の水準が下がっても負担を軽減する」の36%を上回った。また消費税の増税について「社会保障財源確保のため」という条件付きで聞くと、賛成が57%と、反対の37%を上回った。また、財源不足を補う方法を4つの選択肢で問うと、消費税引き上げ44%，所得税・法人税の引き上げ23%，保険料引き上げ3%，サービスの削減16%となり、社会保障制度の財源として消費税を選択する者が半数近い結果となった。

また橋木（2005）は現在の基礎年金を全額税負担方式に変えることを主張する⁶⁾。そしてその税財源として消費税を挙げている⁷⁾。現在の公的年金制度においては生まれの早い世代の収益率ほど高く、後の世代になるほど収益率が低くなる、いわゆる「世代間不公平」の要素が深刻になっている。現在の社会保険方式であれば負担するのは現役で働いている者だけが負担することになるのでどうしても保険料が高くならざるを得ないが、消費税であれば国民全員が広く浅く負担する制度なので、世代間格差の是正につながるという論拠である。

世代間格差に関する先行研究

以上のような社会保障の財源として消費税を採用する理論的根拠ははたして存在するのであろうか。またその根拠の一つとして世代間格差を是正するという目的に消費税という税が適合しているのであろうか。以下では世代間格差に関する先行研究をみていき、そのなかでそれを是正するために消費税が適合しているという議論が存在するかを確認していくことにする。

吉田（2006）は世代間不均衡の状況を、世代会計によるアプローチで推計している。これによれば2000年時点での推計は、1995年時点での推計よりも世代間不均衡は拡大していることを示した。その要因は、第一に税財源を確保しないまま社会保障給付等の政府支出が増大したことによる財政赤字の拡大である。第二は、人口の高齢化が1995年時点よりも2000年時点のほうが進行していることである。さらに吉田（2008）では2004年の年金改革の効果について、制度改正による世代間不均衡の是正の効果は少なく、さらなる世代間不均衡是正のための財政改革および社会保障制度改革の必要性を主張する。そして将来世代との世代間不均衡を回復するためには、すべての税・保険料等の負担を増やすか、あるいはすべての社会保障・移転支出等の受益を減らすか、のいずれかを行う必要があるとする。吉田（2008）の論文では、具体的な世代間不均衡の是正方法を明示しているわけではないが、所得に対する課税の増税に比べると、

5) 『asahi.com』(<http://www.asahi.com>) 2011年3月21日。

6) 橋木俊詔「税制を考える 基礎年金を全額税負担に」『日本経済新聞』(経済教室) 2005年10月20日。

7) ただし、この主張においては平均15%の累進消費税を念頭に置いていることを補足として付け加えておく。

消費に対する課税による増税のほうが現存の高齢世代にも一定の負担を負わすことができることから、将来世代の負担が軽減できるという記述をしている。

増島・島澤・村上（2009）は2005年時点の生涯純負担率（生涯純負担／生涯所得）を推計している。そして2005年時点で0歳の世代は、2005年時点で90歳の世代と比べて、およそ24%生涯純負担率が高いとしている。さらに消費税率10%相当の増税をする場合、それと同額の所得税増税の場合、それと同額の法人税増税の場合を比較し、若い世代ほど純負担率が高まるのは、最も高まるのが法人税の場合、続いて消費税の場合、最後に所得税の場合という結論を得ている。

前川（2004）は世代別の1世帯当たりのライフサイクルにおける公的受益・負担を計測し、現行制度で生じている世代間格差を明らかにしている。結論としては、第一に社会保障以外の歳出削減が世代間の受益と負担の格差を悪化させる可能性があるため、社会保障制度による受益と負担を変化させるような改革が不可欠であると主張する。第二に保険料の生涯負担減少は若年世代の生涯受益・負担比率を改善させる働きがあるが、すでに受給している世代の受益超過に手をつけることが難しいため、世代間格差の改善にはあまり効果がないとする。以上の二点より、現在の老年世代の受益にメスを入れることが必要であり、さらには若年世代の負担を軽減して世代間の負担の公平を図る税制改革の必要性を主張する。

本論文作業との位置づけ

以上でみてきたように、公的年金をはじめ、広く世代間格差についての先行研究においても、世代別の生涯にわたる負担と給付について、後の世代ほど負担が大きくなるということが指摘されている。

しかしここで疑問がいくつか考えられる。消費税を社会保障の財源として用いることによって、本当に現役世代にとってメリットがあるのであろうか。先行研究では消費税を増税することが世代間格差を是正するために、最も適した財源であると言いきれるほどの論証がなされているわけではなかった。

別の視点からの疑問もある。それは世代間格差論がなされる場合、どうしても「現役世代vs高齢世代」という二項対立に陥ってしまうということである。つまり「現役世代vs高齢世代」という二項対立のなかで、現在の高齢世代にも応分の負担を求めることにより世代間格差を是正しようとする議論が中心となっているのである。しかし消費税は本当に現役世代すべてにとってメリットのある税なのであろうか。単純に「現役世代」とひとくくりにしたままで議論をとめてしまってよいのであろうか。一口に現役世代といっても20歳代の若年世代から50歳代の壮年世代まで幅広く存在する。また一口に高齢世代といっても、経済状況の格差は高齢者ほど大きいという事実から考えると消費税増税の影響もかなり変わってくることが容易に想像できる。したがって当然のように消費税が世代間格差是正に有効であるということに疑問を投

げかけることは重要であると考えられる。そうであれば、たとえば現役世代内の消費税の負担構造を詳細にみることが重要になってくる。

以上のような問題意識と疑問を探るために、以下の節においては、総務省の『家計調査』を用いて、年齢階級別の消費税負担の実態を詳細にみていくことにする。

2. 年齢階級別・現役世代の消費税負担の実態

2-1. 現役世代の年齢階級別・消費税負担率

本論文において使用したのは、総務省統計局『家計調査』である。今節の作業で使用したデータは2010年分『家計調査』の「第3-2表 世帯主の年齢階級別1世帯当たり1ヶ月間の収入と支出」における勤労者世帯を対象としたデータである。図表6は2010年の年齢階級別の実収入・可処分所得・消費支出を示したものである。

ここから消費税負担額を推計するためには消費支出から消費税法上課税対象となっていない項目や課税対象として含めるにはふさわしくないと判断される項目を除外する必要がある。本論文では『家計調査』の項目でいうところの「家賃地代」、「保健医療サービス」、「授業料等」、「教科書・学習参考教材」、「その他の諸経費」、「こづかい（使途不明）」、「贈与金」、「他の交際費」の8項目を消費税の課税対象項目から除外した。そして消費支出額から上記の8項目の金額を差し引いたものを、本論文では「課税対象消費支出」として表記する。そして、『家計調査』における消費支出金額は消費税負担も含めたうえでの金額のため、この「課税対象消費支出」に0.05を乗じて、1.05で除して算出した金額を「消費税額」とした。さらにこの「消費税額」を「実収入」で除して100を乗じたものを「実効税率」として算出している。こうして算出したものを図表7に示している。

これをみて分かるように、消費税額という金額ベースでは20歳代前半から年齢層が上がるにつれて多くなっている。そして50歳代後半では消費税額が減少している。消費税額は20歳代前半は6,766円であり、最も大きな値である50歳代前半の1万3,503円と比べると、ほぼ半分の額となっている。しかし、消費税額を実収入で除した実効税率でみると、これとは異なる傾向がよみとれる。

図表8は年齢階級別の実効税率をグラフ化したものである。これをみると、20歳代前半の消費税実効税率は2.20であり、これが20歳代後半では2.03、30歳代前半では2.00と小さくなっている。そして30歳代後半で2.05と上昇したあと、40歳代前半で2.01と再び小さくなり、そして40歳代後半で2.08、50歳代前半で2.20、50歳代後半で2.23と上昇する。総じてみると、年齢階層別の消費税負担割合（実効税率）は20歳代前半の若年層と50歳代において高い値を示すU字（細かくみるとW字）型の形状をしている。

図表6：年齢階級別の実収入・可処分所得・消費支出（2010年）
(単位：円)

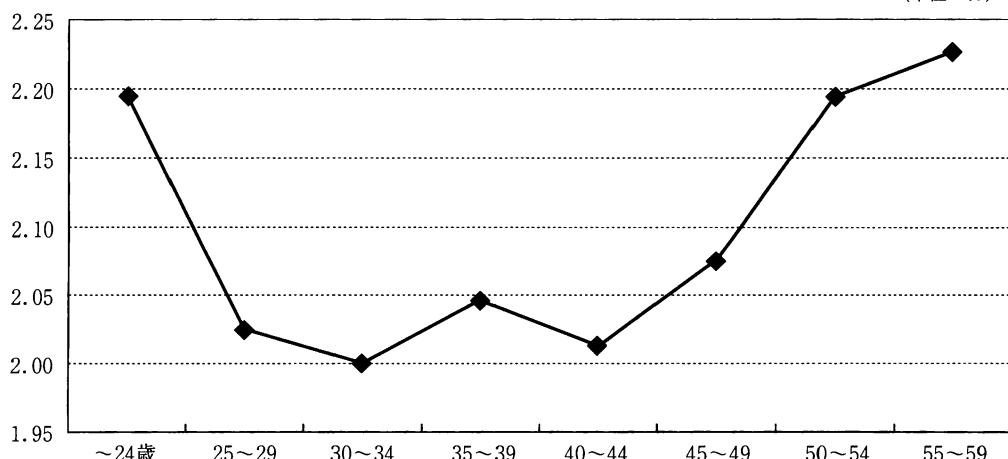
	～24歳	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
実 収 入	307,902	377,820	436,871	495,389	559,942	604,130	614,848	555,989
可 処 分 所 得	273,590	325,694	371,771	418,345	465,001	494,774	499,144	444,957
消 費 支 出	213,208	235,276	255,488	284,222	308,450	348,018	376,545	345,471

出所：総務省『2010年家計調査』より作成

図表7：年齢階級別の消費税負担額・実効税率（2010年）
(単位：円)

	～24歳	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
実 収 入	307,902	377,820	436,871	495,389	559,942	604,130	614,848	555,989
可 処 分 所 得	273,590	325,694	371,771	418,345	465,001	494,774	499,144	444,957
消 費 支 出	213,208	235,276	255,488	284,222	308,450	348,018	376,545	345,471
食 粧	41,013	46,623	54,358	63,081	72,332	76,468	75,185	73,876
住 居	958	2,019	2,305	3,358	3,358	3,926	5,716	11,185
光 熱・水 道	14,406	16,101	17,797	19,593	21,544	23,560	23,688	23,711
家 具・家 事 用 品	6,727	7,633	8,723	9,707	9,718	10,837	11,326	11,844
被 服 及 び 履 物	8,955	10,025	11,714	12,721	14,288	15,741	15,660	13,843
保 健・医 療	3,376	4,658	4,825	4,364	4,607	5,377	5,553	5,555
交 通・通 信	36,405	40,422	42,505	48,366	45,815	50,031	56,018	51,897
教 育	0	49	651	2,928	8,605	10,146	6,279	1,093
教 養・娛 樂	16,795	20,706	25,877	34,176	38,871	40,146	37,618	31,960
その他の消費支出	13,452	12,568	14,835	14,665	17,727	27,333	46,527	35,170
課 稅 対 象 消 費 支 出	142,087	160,804	183,590	212,959	236,865	263,565	283,570	260,134
消 費 税 額	6,766	7,657	8,742	10,141	11,279	12,551	13,503	12,387
実効税率(対実収入)(%)	2.20	2.03	2.00	2.05	2.01	2.08	2.20	2.23

出所：総務省『2010年家計調査』より作成

図表8：年齢階級別の実効税率（2010年）
(単位：%)

出所：総務省『2010年家計調査』より作成

2-2. 年齢階級別・消費税負担率変化の要因

では、このような年齢階級別に消費税の実効税率が変化するのはどうしてであろうか。消費税の実効税率を変化させる要因としては、大きくは所得の変化によるものと消費の変化によるものに分けることができる。

本論文では、「20歳代前半から20歳代後半」、「20歳代後半から30歳代前半」、「30歳代前半から30歳代後半」、「30歳代後半から40歳代前半」、「40歳代前半から40歳代後半」、「40歳代後半から50歳代前半」、「50歳代前半から50歳代後半」という区分で変化率⁸⁾を求めた。変化率を求めた項目は、実収入、消費支出、(本論文での消費税非課税対象項目を除いた)課税対象消費支出、各消費支出項目である。結果の一覧は図表9において示している。図表において太線の枠で囲われている項目は消費税非課税対象項目を表している。

以上の表から読みとれることを以下で述べていくことにする。先ほども述べたように、消費税の実効税率を変化させる要因としては、大きくみれば所得の変化によるものと消費の変化によるものに分けられる。具体的には、実収入の変化と課税対象消費支出の変化ということになる。

前節で20歳代前半から20歳代後半、そして20歳代後半から30歳代前半にかけて消費税の実効税率が低下したが、これは課税対象消費支出の伸び(変化率)よりも実収入の伸び(変化率)が上回るためである。20歳代前半から20歳代後半の実収入の変化率は22.71であり、課税対象消費支出の変化率13.17を大きく上回る。このため消費税の実効税率が2.20から2.03と低下したのである。各消費項目の変化率のなかで特徴的なものをいくつか挙げておこう。大項目のうち課税対象消費支出の変化率(13.17)を上回る項目として保険医療がある(変化率59.11)。保健医療のうちの小項目別では健康保持用摂取品が大きな値となっている(変化率259.65)。また教養娯楽も変化率23.29となっている。教養娯楽のなかでも教養娯楽サービス(とりわけ宿泊料(変化率143.17)、パック旅行(変化率161.86))が大きな値となっている。こうしてみると、20歳代前半期では自分自身のケアあるいは楽しみのために消費をする様子がうかがえる。

20歳代後半から30歳代前半については、実収入の変化率(15.63)が課税対象消費支出の変化率(14.17)を小幅ながら上回ったため実効税率が2.03から2.00へ僅かに低下した。各消費項目の変化率で特徴的なものをみると、課税対象消費支出の変化率(14.17)を上回る項目として食料のうちの学校給食(189.55)教育のうちの補習教育(1230.61)教養娯楽サービスのうちの月謝類(109.45)などが目につく。この年代では、自分自身への支出だけではなく家庭における子ども関連の消費支出が伸びることがうかがえる。

8) ここで設定した変化率の算出方法は、例えば20歳代前半から20歳代後半の実収入の変化率の場合では次のようになる。

$\{(20\text{歳代後半の実収入金額} - 20\text{歳代前半の実収入金額}) / 20\text{歳代前半の実収入金額}\} \times 100$

図表9：年齢階級別・項目変化率一覧表

	20前→20後	20後→30前	30前→30後	30後→40前	40前→40後	40後→50前	50前→50後
実 収 入	22.71	15.63	13.39	13.03	7.89	1.77	-9.57
消 費 支 出	10.35	8.59	11.25	8.52	12.83	8.20	-8.25
課税対象消費支出	13.17	14.17	16.00	11.23	11.27	7.59	-8.26
食 料	13.68	16.59	16.05	14.67	5.72	-1.68	-1.74
穀 物	4.57	23.88	15.85	23.78	5.64	-6.28	-5.25
米	-15.10	21.02	26.87	41.78	4.65	-1.55	7.45
パン	19.86	26.67	14.21	16.87	7.36	-12.16	-11.48
めん類	6.39	20.50	8.94	18.30	4.73	-3.63	-12.77
他の穀類	6.55	31.56	10.90	13.48	2.23	0.00	-5.33
魚 介 類	26.93	27.70	24.23	29.72	17.58	20.29	15.20
生鮮魚介	39.91	27.72	26.98	28.06	19.91	19.53	17.01
塩干魚介	35.61	35.54	13.31	37.65	9.28	24.80	12.79
魚肉練製品	-4.78	26.78	34.32	25.55	22.31	14.72	12.55
他の魚介加工品	5.36	18.31	19.20	30.53	14.18	23.39	12.29
肉 類	-5.44	19.42	17.35	21.56	10.04	-0.52	-7.46
生鮮肉	-6.80	19.23	18.18	22.95	11.88	0.02	-6.99
加工肉	-0.83	20.02	14.85	16.96	3.77	-2.57	-9.26
乳 卵 類	0.83	17.97	5.11	13.46	7.61	-2.47	-4.42
牛乳	57.14	26.55	14.27	13.75	6.71	2.97	-7.98
乳製品	-18.54	10.86	-4.94	10.15	7.15	-9.90	-1.07
卵	-3.06	20.72	11.57	19.57	10.21	1.40	-3.38
野菜・海藻	13.61	23.64	10.02	25.96	11.05	8.79	8.16
生鮮野菜	12.01	21.30	7.04	26.43	10.21	6.40	7.47
乾物・海藻	19.52	52.59	12.01	24.94	12.87	6.45	11.02
大豆加工品	16.88	21.02	13.60	22.61	9.11	13.02	9.67
他の野菜・海藻加工品	17.73	26.17	24.66	27.79	16.83	19.24	8.47
果 物	17.92	43.42	17.63	22.94	18.72	16.70	22.13
生鮮果物	13.81	45.52	16.97	22.61	19.37	16.39	23.69
果物加工品	114.81	17.24	27.94	26.44	10.00	23.14	0.00
油脂・調味料	3.67	20.96	13.82	15.69	7.83	4.42	-5.12
油脂	14.53	20.30	12.66	13.48	5.61	3.75	0.00
調味料	2.61	21.03	13.95	15.89	8.10	4.52	-5.67
菓 子 類	-10.56	30.38	7.15	9.86	1.42	-6.41	-10.49
調理食品	-0.81	10.51	19.66	13.91	13.66	1.61	-6.45
主食的調理食品	-3.44	14.85	17.34	12.32	9.50	-0.60	-5.37
他の調理食品	1.24	7.25	21.55	15.09	16.73	3.17	-7.15
飲 料	-2.75	20.89	8.22	12.88	3.97	-2.70	-3.83
茶類	-15.65	24.24	13.26	12.38	19.40	2.01	10.82
コーヒー・ココア	6.18	20.55	14.63	5.26	5.25	-0.71	-7.18
他の飲料	-0.83	20.01	4.75	15.52	-1.35	-5.19	-8.81
酒 類	137.53	12.61	32.93	10.10	6.75	14.36	12.08
外 食	45.57	4.84	20.14	4.64	-5.26	-18.35	-9.26
一般外食	40.38	-2.34	10.38	1.76	0.37	-10.00	-4.27
学校給食	2,950.00	189.55	104.74	18.15	-27.97	-65.23	-81.89

図表9：年齢階級別・項目変化率一覧表（つづき1）

	20前→20後	20後→30前	30前→30後	30後→40前	40前→40後	40後→50前	50前→50後
住居	-14.67	-22.84	-20.47	-24.43	-12.63	-5.54	37.24
家賃地代	-17.43	-24.92	-26.13	-28.55	-19.60	-23.09	-0.72
設備修繕・維持	110.75	14.12	45.75	0.00	16.91	45.59	95.68
設備材料	1,533.70	4.86	42.70	-50.87	39.10	3.97	42.24
工事その他のサービス	-40.42	41.09	52.20	103.43	5.99	72.37	116.42
光熱・水道	11.77	10.53	10.09	9.96	9.36	0.54	0.10
電気代	28.66	17.72	13.35	8.01	9.43	0.72	-2.12
ガス代	-8.58	-1.33	1.11	9.66	3.45	-3.29	0.74
他の光熱	16.59	5.26	62.78	11.83	55.95	14.16	12.91
上下水道料	22.61	15.94	8.76	13.65	7.14	0.66	-0.44
家具・家事用品	13.47	14.28	11.28	0.11	11.51	4.51	4.57
家庭用耐久財	-3.51	7.24	27.05	3.93	18.53	-4.09	8.53
家事用耐久財	24.78	23.23	11.84	22.56	3.17	8.33	9.42
冷暖房用器具	-49.16	27.98	26.39	8.50	39.15	-33.15	41.08
一般家具	74.37	-42.01	87.88	-46.19	40.87	30.37	-41.99
室内装備・装飾品	12.14	21.44	6.12	-17.30	1.59	25.88	17.13
寝具類	97.25	41.86	0.00	-19.84	36.20	31.83	-9.68
家事雑貨	12.80	6.95	1.43	-9.01	3.28	2.14	0.98
家事用消耗品	19.38	19.15	4.01	8.95	2.87	-0.08	-1.45
家事サービス	151.26	41.47	31.44	19.96	24.89	31.45	16.62
被服及び履物	11.95	16.85	8.60	12.32	10.17	-0.51	-11.60
和服	88.68	-63.00	-37.84	617.39	184.24	94.46	-27.63
洋服	13.54	11.17	7.98	10.09	1.58	-5.93	-16.12
男子用洋服	-5.59	14.84	23.69	9.95	25.90	-5.17	-12.32
婦人用洋服	4.63	8.24	1.89	29.05	8.31	7.52	-14.64
子供用洋服	62.47	12.65	3.89	-17.74	-46.62	-71.83	-83.84
シャツ・セーター類	0.51	19.31	7.55	17.23	14.73	1.33	-9.12
男子用シャツ・セーター類	-6.82	17.82	-0.48	27.68	33.83	2.62	-8.30
婦人用シャツ・セーター類	-7.31	7.89	15.78	27.36	23.85	14.15	-7.47
子供用シャツ・セーター類	44.27	47.88	2.68	-13.24	-41.37	-79.11	-78.69
下着類	5.78	36.97	5.83	13.14	10.76	-12.95	9.74
男子用下着類	37.78	40.32	20.69	24.76	44.66	-5.54	26.82
婦人用下着類	-20.96	34.76	3.39	33.70	19.64	-0.55	6.05
子供用下着類	53.22	38.55	1.38	-19.29	-36.70	-76.60	-68.18
生地・糸類	115.22	64.65	-15.95	2.19	-22.14	22.02	-5.26
他の被服	-2.59	13.84	10.02	7.78	6.89	-8.21	-12.54
履物類	25.68	24.44	9.54	9.07	5.01	-12.42	-17.46
被服関連サービス	41.37	24.43	33.33	10.96	57.10	32.51	4.08
保健医療	59.11	0.32	6.51	-6.00	14.83	1.03	11.38
医薬品	35.22	37.69	13.65	14.96	20.10	7.12	15.72
健康保持用摂取品	259.65	24.39	75.69	61.16	10.39	57.72	13.29

図表9：年齢階級別・項目変化率一覧表（つづき2）

	20前→20後	20後→30前	30前→30後	30後→40前	40前→40後	40後→50前	50前→50後
保健医療用品・器具	33.89	-6.41	-24.90	-9.71	16.18	-16.19	-22.69
保健医療サービス	85.01	-2.67	22.13	-14.33	13.16	-1.02	22.21
交通・通信	11.03	5.15	13.79	-5.27	9.20	11.97	-7.36
交 通	81.96	-7.17	7.16	21.91	25.65	-3.89	-10.25
自動車等関係費	32.14	6.17	27.27	-13.61	1.03	23.85	-1.40
自動車等購入	-6.46	13.33	112.71	-44.83	-8.22	92.86	2.92
自転車購入	1,466.67	70.21	64.17	20.81	6.51	-37.48	-57.73
自動車等維持	45.36	3.94	4.50	2.22	3.54	7.91	-2.51
通 信	-19.93	8.13	-4.29	1.70	16.03	1.77	-16.77
教 育	107.80	79.87	39.87	66.84	45.59	-9.20	-61.55
授 業 料 等	104.98	68.86	17.58	33.04	60.83	4.03	-56.47
教科書・学習参考教材	825.00	237.84	125.60	90.78	65.99	-36.06	-52.01
補 習 教 育	—	1,230.61	349.08	193.89	17.91	-38.10	-82.58
教 養 娯 楽	23.29	24.97	32.07	13.74	3.28	-6.30	-15.04
教養娯楽用耐久財	-29.42	87.41	11.06	5.71	13.98	24.20	-29.65
教養娯楽用品	10.77	32.20	29.24	6.44	-3.32	-15.03	-2.08
書籍・他の印刷物	-2.11	39.42	24.75	19.76	9.03	-4.43	-0.20
教養娯楽サービス	59.44	8.06	41.84	17.63	2.12	-11.50	-17.46
宿泊料	143.17	-32.01	93.75	-1.56	-12.21	-14.09	-11.84
パック旅行費	161.86	-46.53	36.64	50.96	28.58	22.54	-17.98
月謝類	46.20	109.45	88.67	32.41	-8.54	-41.37	-47.13
他の教養娯楽サービス	28.16	20.51	17.94	4.60	4.18	-5.15	-5.43
その他の消費支出	13.46	11.91	7.34	12.34	27.84	42.78	-5.88
諸 雜 費	5.49	9.91	13.63	-2.39	3.59	16.32	1.01
理美容サービス	21.77	-0.45	13.13	8.36	22.16	0.84	4.23
理美容用品	18.80	21.01	5.22	12.71	2.24	8.42	-6.34
身の回り用品	-31.97	30.00	11.20	5.54	8.34	6.41	-25.59
たばこ	-67.86	3.34	18.48	-12.79	-15.74	21.97	-10.10
他の諸雑費	41.87	6.19	16.86	-9.81	1.12	25.48	8.61
こづかい(使途不明)	1.85	10.49	14.49	26.07	25.25	27.72	-1.25
交際費	53.53	10.49	-0.69	7.88	12.60	23.72	36.32
食料	86.60	10.97	5.44	3.44	14.05	26.79	44.17
家具・家事用品	140.63	33.77	-25.57	-14.78	-6.63	77.05	43.52
被服及び履物	-10.09	6.44	-5.47	-12.81	-16.82	70.37	56.86
教養娯楽	174.03	10.89	-28.68	-3.03	6.53	29.33	47.11
他の物品サービス	21.85	-15.22	-17.31	74.03	-7.13	23.26	46.69
贈 与 金	34.58	10.14	-11.08	-0.57	34.78	30.48	61.09
他の交際費	61.33	12.20	19.23	20.03	-0.89	9.33	-6.11
仕送り金	-70.74	210.36	-70.45	717.42	339.46	150.58	-48.60

出所：総務省『2010年家計調査』より作成

30歳代前半から30歳代後半についてみると、実収入の変化率が13.39である一方、課税対象消費支出の変化率が16.00と上回ったため消費税の実効税率が2.00から2.05へと上昇した。この年代は実収入の伸びが緩やかになるなか、消費支出の伸びが大きくなることで消費税の負担率が大きくなつたのである。各消費項目の変化率で特徴的なものをみると、課税対象消費支出の変化率(16.00)を上回るのは、教育が39.87となっており、なかでも補習教育が349.08と大きくなっている。その他では自動車購入等が112.71、教養娯楽サービスが41.84(うち宿泊料が93.75、月謝類が88.67)で大きな値となっている。これをみると、前の年代と同様に子ども関連の消費支出と、その成長過程において必要となる消費支出が目につくようになっている。

30歳代後半から40歳代前半についてみると、実収入の伸び(変化率)は13.03と前の年代の変化率と比較的変わらないが、課税対象消費支出の伸び(変化率)が11.23と前の年代よりも小さくなり、かつ実収入の変化率を下回るため、消費税の実効税率が低下(2.05から2.01)する要因となった。各消費項目の変化率で特徴的なものをみると、課税対象消費支出の変化率(11.23)を上回るのは、教育が66.84で突出している。ここでも教育のうちの補習教育の値(193.89)の高さが目につく。

40歳代前半から40歳代後半についてみると、実収入の伸びの鈍化が目につく。実収入の伸び(変化率)は7.89であり、前の年代の伸び(変化率)よりも伸び幅が小さくなっている。一方課税対象消費支出の伸び(変化率)は11.27と、前の年代の伸び幅とほぼ同等であり、かつ実収入の伸び(変化率)を上回ったため、消費税の実効税率が上昇(2.01から2.08)する要因となった。各消費項目の変化率で特徴的なものをみると、課税対象消費支出の変化率(11.27)を上回るのは、保健医療が14.83、教育が45.59となっている。一方で、この年代から消費の伸びが緩やかになる、あるいは消費自体が減少していく項目が見られるようになる。たとえば食料はそれ以前の年代では2桁の変化率をみせていたが、この年代では5.72という1桁の伸びにとどまるようになる。また教養娯楽もそれまでの年代とは異なり3.28という小幅の伸びにとどまっていることが分かる。つまり、この年代あたりから家庭のスタイルに応じて消費が減っていく項目が目につき始めるということである。

40歳代後半から50歳代前半についてみると、実収入の伸び(変化率)の小ささが目につく。課税対象消費支出の伸び(変化率)も7.59と、前の年代より伸びが小幅になっている。しかし、実収入の伸び(変化率)が1.77とそれよりも小幅になっているために、消費税の実効税率が上昇(2.08から2.20)する要因となった。各消費項目の変化率について特徴的なものを見ると、まずはマイナス、つまり消費支出自体が減少している項目が多くなることが分かる。食料はこの年代で初めて-1.68となり、消費の減少が生じている。また教育も-9.20と、この年代で初めて減少に転じている。さらには教養娯楽も-6.30となっている。一方で、比較的大きい変化率の伸びをみせている項目としては、住居のうちの設備修繕・維持が45.59、保

健医療のうちの健康保持用摂取品が 57.72、交通のうちの自動車等購入が 92.86 というようになっている。こうした増減は、家庭のスタイル、たとえば子ども中心から夫婦中心、あるいは世帯人員減少に対応した消費の変化と考えられる。

最後に50歳代前半から50歳代後半についてみると、実収入、課税対象消費支出とともに変化率がマイナスの値となっている。課税対象消費支出の変化率が -8.26 であり、実収入の変化率が -9.57 となっている。実収入の減少幅が課税対象消費支出の減少幅を上回ったため、消費税の実効税率が上昇（2.20 から 2.23）する要因となった。各消費項目の変化率について特徴的なものをみると、教育が -61.55、教養娯楽が -15.04 と、大きな減少幅となっている。また食料も -1.74 と減少を続けている。その一方で、保健医療が 11.38、住居が 37.24（とりわけ、そのうちの設備修繕・維持が 95.68）と大きな値となっている。

以上のように、消費税の実効税率の変化の要因をみると、同じ実効税率の上昇・下落でも、年代に応じて実収入の変化によるものと消費自体の変化によるものに分かれることが分かる。

2-3. 消費税の若年層に対する負担の特徴

では、上記のように述べてきた消費税実効税率の年齢階級別の特徴は、2010年以前の年度でも変わらずに言えることであろうか。それを確かめるために2000年から2010年までの期間について、年齢階級別の消費税の実効税率を算出してみた。その結果が図表10である。これをみて分かるように、やはり24歳未満の若年層において消費税の実効税率は高く、それが30歳代において実効税率は低下をしていく。その後再度、実効税率は上昇に転じているのが分かる。

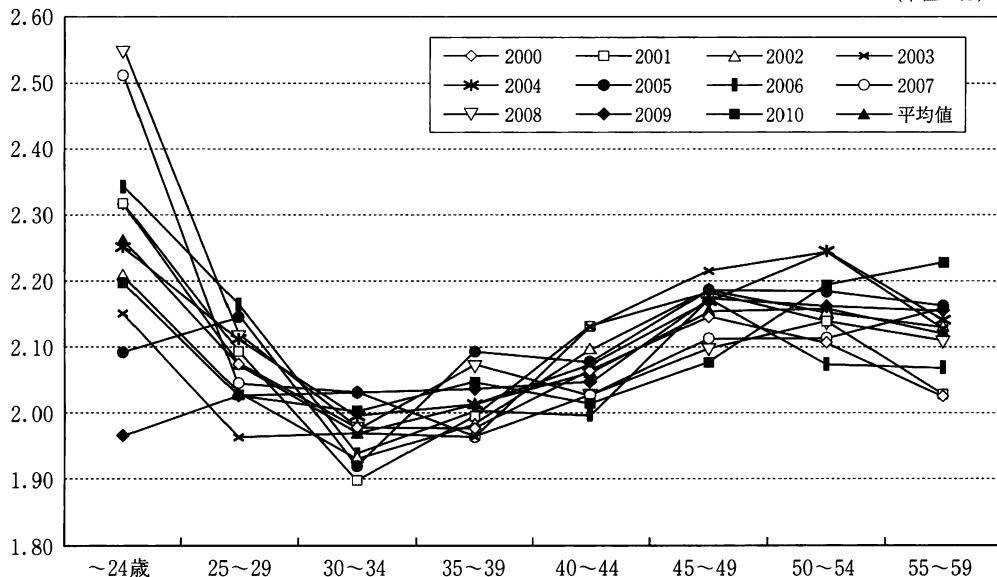
ここで注目してもらいたいのが、若年層とりわけ24歳未満の消費税の実効税率である。最初に指摘できることは、実は、消費税の実効税率は、現役世代においてはこの年齢層において最も高いということである。たとえば2008年度において最も顕著となるが、最も高い実効税率が24歳未満の 2.55 であるのに対して、最も低いのは30歳代前半で 1.98 となっており、その差は 0.57% ポイントになる。つまり消費税には世代間格差の是正という効果があるという議論があるなかで、実際には現役世代内でみると年齢階級による相違が存在し、実は最も消費税の負担が重いのが24歳未満という最も若い世代であるということは、重く受け止めなければならない事実である。

もうひとつの特徴は、他の年齢階級に比べて、24歳未満の実効税率は年度によって大きく変化することである。図表10の横軸を年度に変化させたものが図表11である。これをみて分かるように、24歳未満の消費税実効税率は年度によって大きく変化していることがみてとれる。最も高い値は2008年の 2.55 であるが、最も低い値は2009年の 1.97 である⁹⁾。このように、24歳未満の消費税負担率はその負担の高さと同時に、変動の大きさも特徴であるといえる。

9) ただし、多くの年度では24歳未満の消費税実効税率は他の年代よりも相対的に高いことも事実である。

図表10：年齢階級別の実効税率（2000～2010年）

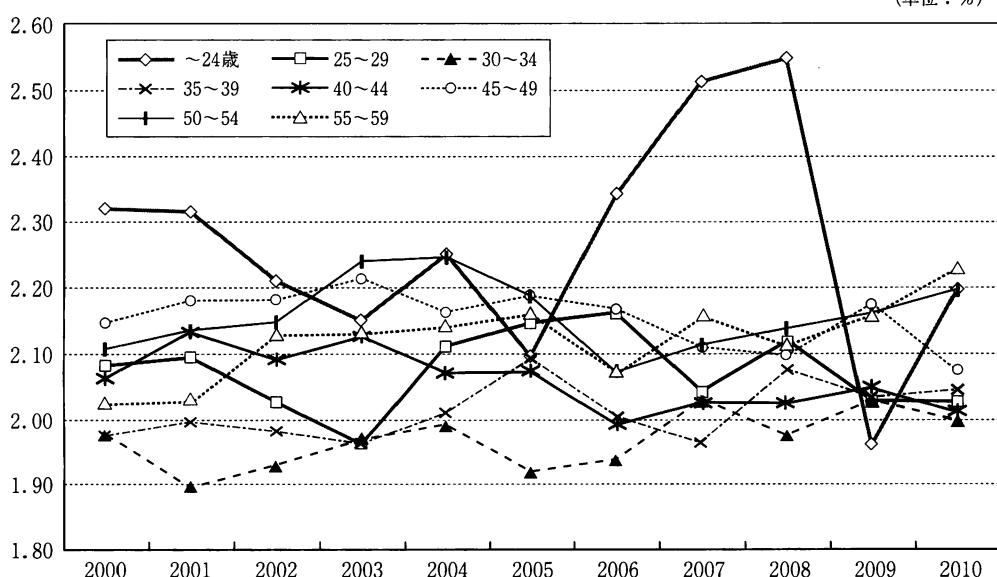
(単位：%)



出所：総務省「家計調査」各年度より作成

図表11：各年齢階級の実効税率の推移

(単位：%)



出所：総務省「家計調査」各年度より作成

3. 高齢世代内の消費税負担の実態

3-1. 高齢世代の年齢階級別・消費税負担率

今節では高齢世代における年齢階級別消費税負担の実態についてみていくことにする。ここでも使用したデータは総務省統計局『家計調査』である。作業で使用したデータは2010年分『家計調査』の「第3-2表 世帯主の年齢階級別1世帯当たり1ヶ月間の収入と支出」における勤労者世帯を対象としたデータである。前節の現役世代の消費税負担額の推計と同じように、消費支出から消費税法上課税対象となっていない項目や課税対象として含めるにはふさわしくないと判断される項目を消費支出額から除外し、「課税対象消費支出」を求めた。そして、この「課税対象消費支出」に0.05を乗じて、1.05で除して算出した金額を「消費税額」とした。さらにこの「消費税額」を「実収入」で除して100を乗じたものを「実効税率」として算出している。こうして算出したものを図表12に示している。

ここから分かるように、最も消費税額が大きいのは60歳代前半であり、60歳代後半と70歳以上はほぼ同水準である。また実効税率でみた場合も60歳代前半が3.04で最も高く、60歳代後半で2.50、70歳以上で2.51と、60歳代前半と比べると実効税率は低下していることが分かる。

図表13では、前節と同じ方法で項目別の変化率を算出した。60歳代前半から60歳代後半の変化についてみると、実収入の変化率が-4.60であるのに対して、課税対象消費支出の変化率が-21.56となっている。これが消費税の実効税率を大きく低下させている要因となっている。項目別にみると、教育が-96.89と大きく減少していることが分かる。他方で保健医療が3.22と微増していることも特徴といえる。

60歳代後半から70歳以上の変化についてみると、実収入の変化率が1.49、課税対象消費支出の変化率が1.88とほぼ同じであるが、わずかに課税対象消費支出の変化率が高かったためわずかながらも実効税率を上昇させる要因となった。項目別にみると、交通・通信が-26.18と大きく減少している。一方で、保健医療が20.78と大きく伸びている。

こうした高齢世代の消費税の実行税率は前節で推計した現役世代の実効税率との対比みると、絶対額でみた消費税額はだいたい30歳代から40歳代の消費税額と同水準であった。ただし、実効税率でみた場合には、高齢世代のほうが実収入が相対的に低位なため、高い数値となっている。これが消費税の世代間格差の是正という観点からみたときに支持される理由となっているのであろう。

しかし、ここでみた高齢世代は勤労者世帯である高齢世代の数値である。しかし、もっと注視しなくてはならないのは、同じ高齢世代でも勤労者世帯と無職世帯では消費税負担の実態に大きな相違があることである。この点について次項でみていくことにする。

図表12：年齢階級別の消費税負担額・

実効税率（2010年） (単位：円)

	60～64	65～69	70歳～
実収入	412,672	393,689	399,554
可処分所得	339,418	336,691	348,894
消費支出	334,641	266,058	286,853
食糧	74,237	68,718	72,207
住居	18,590	10,109	10,059
光熱・水道	22,959	20,488	21,544
家具・家事用品	13,103	11,082	10,898
被服及び履物	12,490	9,092	11,330
保健医療	6,126	6,323	7,637
交通・通信	49,021	30,445	22,474
教育	257	8	548
教養娯楽	33,520	26,386	30,287
その他の消費支出	32,805	23,722	23,278
課税対象消費支出	263,108	206,373	210,262
消費税額	12,529	9,827	10,012
実効税率(対実収入)(%)	3.04	2.50	2.51

出所：総務省『2010年家計調査』より作成

図表13：年齢階級別・項目変化率

	60前→60後	60後→70以上
実収入	-4.60	1.49
可処分所得	-0.80	3.62
消費支出	-20.49	7.82
課税対象消費支出	-21.56	1.88
食糧	-7.43	5.08
住居	-45.62	-0.49
光熱・水道	-10.76	5.15
家具・家事用品	-15.42	-1.66
被服及び履物	-27.21	24.62
保健医療	3.22	20.78
交通・通信	-37.89	-26.18
教育	-96.89	6750.00
教養娯楽	-21.28	14.78
その他の消費支出	-27.69	-1.87

出所：総務省『2010年家計調査』より作成

3-2. 無職世帯と勤労者世帯でみる高齢世代内の消費税負担の比較

ここでは、高齢世代内の消費税負担の実態の相違をみるために、60歳以上の勤労者世帯と無職世帯の比較を行う。60歳以上の勤労者世帯については、前項でも利用した2010年分『家計調査』の「第3-2表 世帯主の年齢階級別1世帯当たり1ヶ月間の収入と支出」における勤労者世帯を対象としたデータを用いる。一方、無職世帯については、2010年分『家計調査』の「第9表(高齢者のいる世帯)世帯主の就業状態別1世帯当たり1ヶ月間の収入と支出(総世帯)」の中の60代以上の無職世帯のデータを用いた。またこの第9表は60歳以上のデータしかないため、第3-2表(つまり、勤労者世帯)を60歳以上のデータに修正したものを比較の際に用いることにした。

その結果をまとめたものが図表14である。この図表からまず気付くのは実収入の相違である。勤労者世帯が月額平均40万6,932円であるのに対して、無職世帯の実収入は18万3,668円と2.22倍の開きがある。これに対して消費支出はそこまでの開きはない。消費支出は勤労者世帯が31万5,022円(課税対象消費支出は24万5,776円)であるのに対して無職世帯は20万7,302円(課税対象消費支出は17万592円)であり、勤労者世帯の消費支出は無職世帯のそれの1.52倍(課税対象消費支出は1.44倍)となっている。とくに無職世帯は実収入が18万円強(可処分所得は16万円強)であるのに消費支出は20万円強であるから、実収入以外の預貯金の引き出しなどで生計が成り立っていることが分かる¹⁰⁾。

10) ちなみに、2010年の60歳以上の無職世帯の預貯金引出は22万1,538円であった。

図表14：60歳以上の無職世帯と勤労者世帯の消費税負担の比較（2010年）
(単位：円)

	60歳以上・無職世帯 (A)	60歳以上・勤労者世帯 (B)	(B)/(A)
実収入	183,668	406,932	2.22
可処分所得	160,187	339,294	2.12
消費支出	207,302	315,022	1.52
課税対象消費支出	170,592	245,776	1.44
食糧	50,436	72,880	1.44
住居	9,537	15,906	1.67
光熱・水道	17,543	22,306	1.27
家具・家事用品	8,141	12,442	1.53
被服及び履物	5,993	11,636	1.94
保健医療	5,570	6,293	1.13
交通・通信	21,634	42,641	1.97
教育	226	226	1.00
教養娯楽	25,289	31,577	1.25
その他の消費支出	26,223	29,868	1.14
消費税額	8,123	11,704	1.44
実効税率(対実収入)(%)	4.42	2.88	0.65

出所：総務省『2010年家計調査』より作成

では項目ごとの勤労者世帯と無職世帯の相違の特徴をみてみよう。消費支出の倍率（1.52）あるいは課税対象消費支出の倍率（1.44）を超える項目からみると、住居（1.67）、被服及び履物（1.94）、交通・通信（1.97）となっている。一方で下回っている項目についてみると、光熱・水道（1.27）、保健医療（1.13）、教育（1.00）などとなっている。こうした項目は収入の差にあまり関係なく消費せざるを得ない項目とみることもできる¹¹⁾。

こうした結果、消費税の実効税率は60歳以上の無職世帯が4.42であるのに対して、60歳以上の勤労者世帯は2.88となっており、大きな負担の相違が発生していることが分かる。

4. 直接税、社会保険料も含めた負担の実態

4-1. 所得階級別・税および社会保険料負担の実態

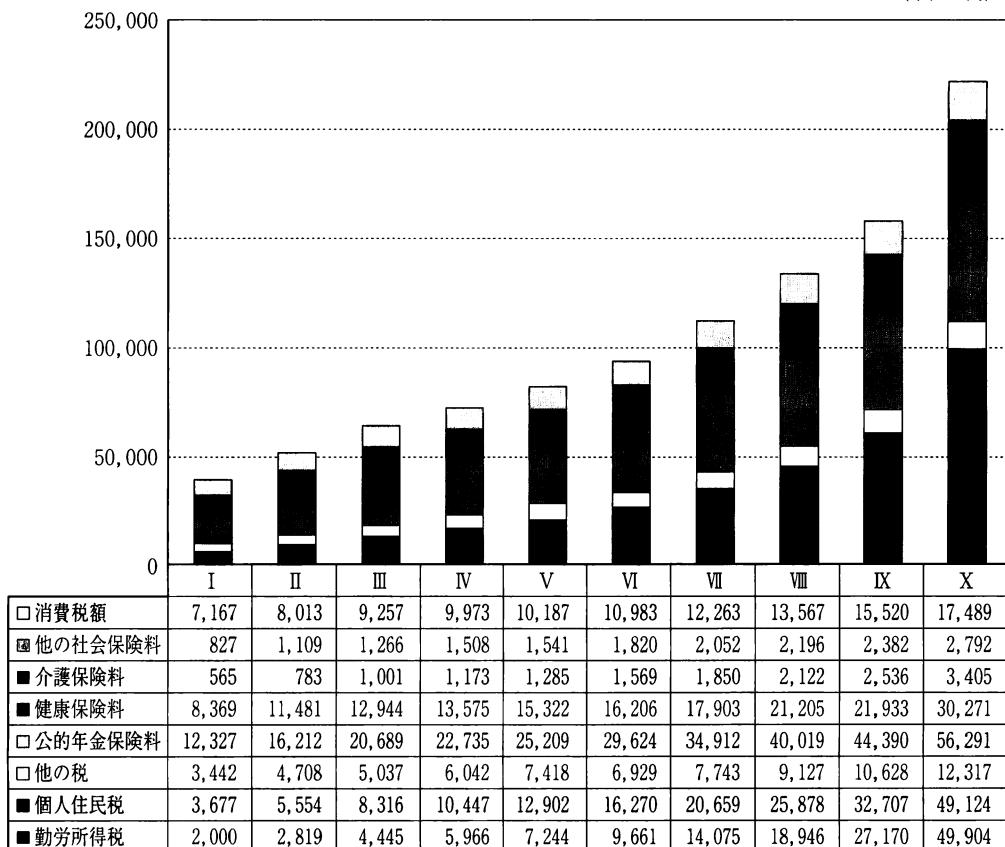
前節までは消費税の実効税率のみに焦点をあてて現役世代内および高齢世代内の負担の実態について考察をおこなってきた。しかし当然のことではあるが、税の負担は消費税だけではなく直接税もある。また社会保険料も拠出している。そこで今節では、他の直接税や社会保険料の負担の実態もあわせたうえで消費税の負担について考えてみたい。

図表15は2010年における所得十分位別の税と社会保険料の負担額（1ヶ月）を示したものである。こうして負担全体を総じてみると、税および社会保険料は高所得階級になるにつれて大きくなっているように見える。

11) 食料の倍率は1.44と課税対象消費支出の倍率と同率となっていた。

図表15：所得階級別・税および社会保険料負担額（2010年）

(単位：円)



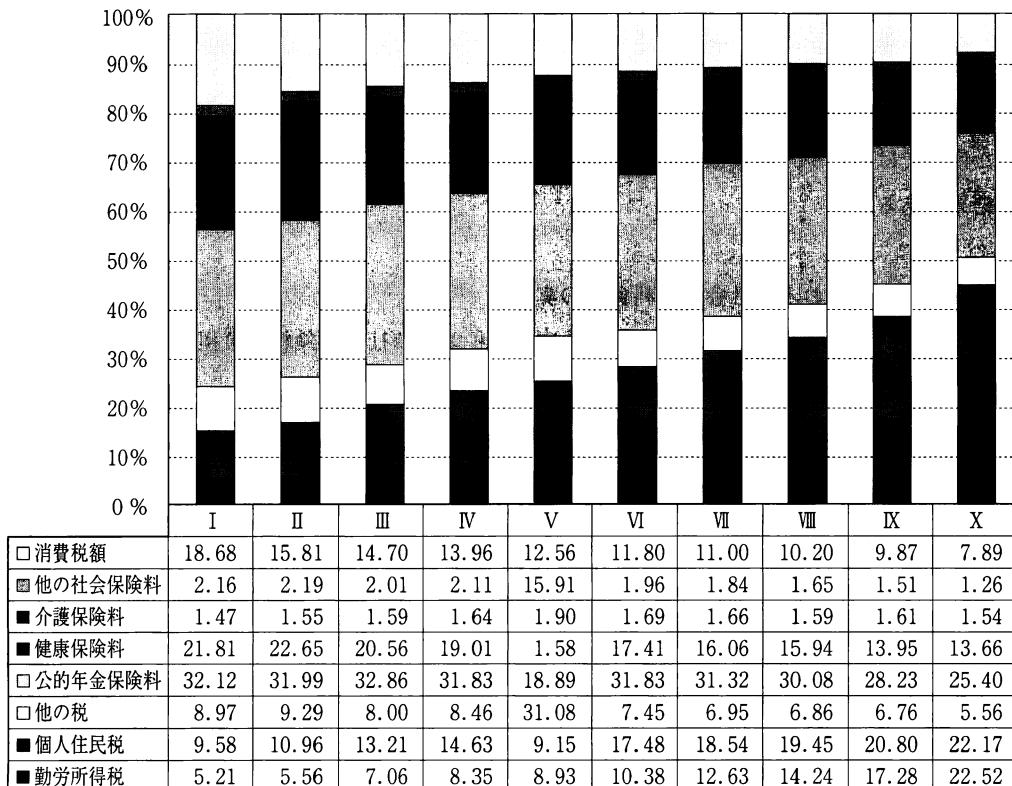
出所：総務省【2010年家計調査】より作成

しかし、これを所得階級別に負担の構成をみてみよう。それを示したものが図表16である。まず大きな特徴としていえることは、どの所得階級にとっても公的年金保険料のシェアが最も大きいということである。低所得階級では負担のうちの3割強、高所得階級でも4分の1強が公的年金保険料であることが分かる。その他の負担の位置づけについては所得階級によって変化する。

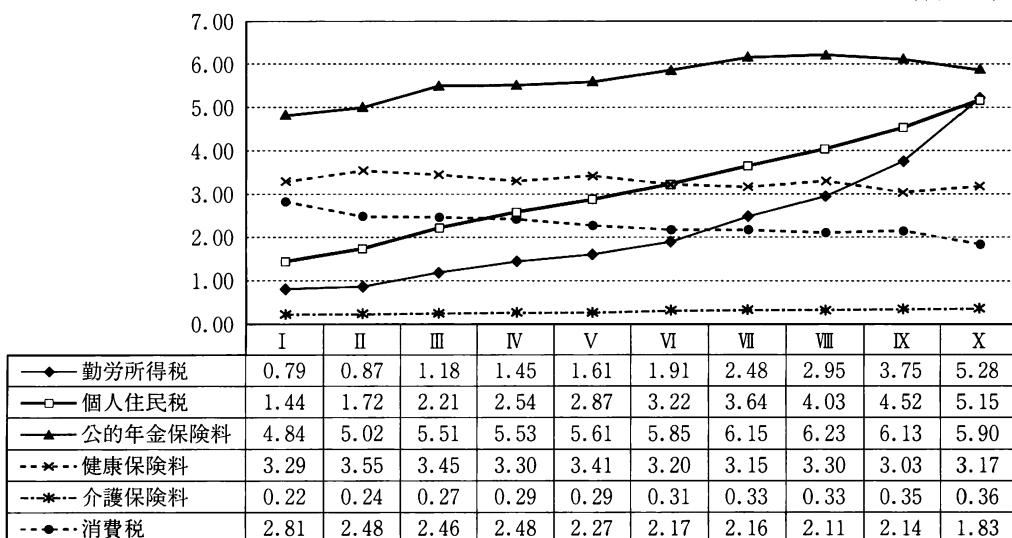
低所得階級（具体的には第Ⅲ所得階級まで）では、いま述べたように、公的年金保険料負担が最も高く、それに続くのが健康保険料である。この二つの保険料で負担全体の5割強を占めている。それに続くのが消費税負担である。第Ⅰ所得階級では18.68%を占めている。

第Ⅳ所得階級から第Ⅷ所得階級の中・高所得階級では、やはり公的年金保険料負担が最も高い。そしてやはり、それに続くのが健康保険料である。そしてそれに続き個人住民税が消費税負担を上回るようになっている。

最後に第Ⅸおよび第Ⅹ階級の高所得階級では、やはり公的年金保険料負担が最も高く、それに直接税である個人住民税、勤労所得税負担が続いている（第Ⅹ階級では、国税である所得税

図表16：所得階級別・税および社会保険料負担額（2010年）
(構成比)

出所：総務省『2010年家計調査』より作成

図表17：所得階級別・税および社会保険料の実効負担率（2010年）
(単位：%)

出所：総務省『2010年家計調査』より作成

の累進性が効いて第2番目の負担項目となっている)。

最後に、各税・保険料負担の実収入に占める割合である実効負担率を示したものが図表17である。これまでの図表でもみてきたように、公的年金保険料負担の重さが読みとれる。またよく言われることではあるが、消費税の逆進性、あるいは所得課税の累進性の様子もみられる。また僅かではあるが、健康保険料の実効負担率が低所得階級ほど重くなっていることも興味深い結果である。

4-2. 世代内の税および社会保険料負担の実態

では次に、現役世代内あるいは高齢世代内での税および社会保険料の負担の実態をみるとする。

図表18は現役世代の年齢階級別・税および社会保険料負担の構成割合をしたものである。24歳未満についてみると、最も負担の重いのは公的年金保険料で37.14%になる。続いて健康保険料が21.11%で、この二つの保険料で全体の負担の59.25%と、ほぼ6割を占めている。そして消費税負担率の16.48%と続いている。この24歳未満という若年層では社会保険料の重さと消費税の重さが目立つ結果となっている。

20歳代後半、30歳代（前半および後半）についてみると、最も負担が重いのは公的年金保険料であった。その負担割合は負担全体の約35%程度である。続いて健康保険料が負担全体の20%弱で、この二つの社会保険料で負担全体の55%程度を占めている。それに続いて個人住民税という順になっている。

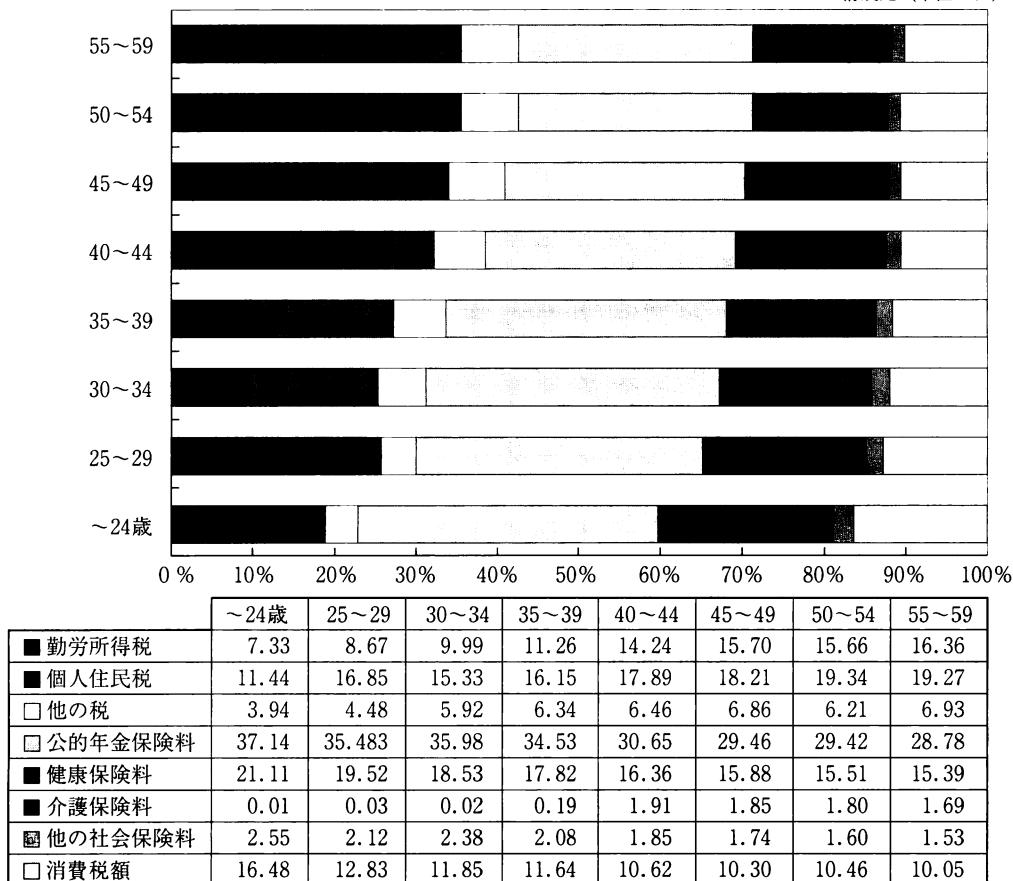
40歳代（前半および後半）についてみると、やはり最も負担割合が大きいのは公的年金保険料であり、負担全体の約3割を占めている。続いて個人住民税、健康保険料という順になっている。

最後に50歳代（前半および後半）についてみると、最も負担割合が大きいのは公的年金保険料で負担全体の3割弱となっている。それに続くのが個人住民税、勤労所得税という直接税となっている。

また、各税・保険料負担の実収入に占める割合である実効負担率を年齢階級別に示したものが図表19である。ここでも最初に目を引くのが公的年金保険料の実効負担率の高さである。そしてそれに続く健康保険料の高さもうかがえる。たとえば24歳未満の年齢階級でみた場合、公的年金と健康保険の保険料は実収入の7.76%になっており、これは消費税の実効税率2.20の約3.5倍となっている。

最後に60歳以上の世代の税および社会保険料負担の実態について、無職世帯と勤労者世帯との比較を見てみよう。それを示したものが図表20である。60歳以上の無職世帯については直接税、社会保険料の詳細がデータの制約上得られなかつたため合計の値のみを示している。これをみて分かるように、所得税などの直接税、公的年金保険料などの社会保険料とともに、勤労者

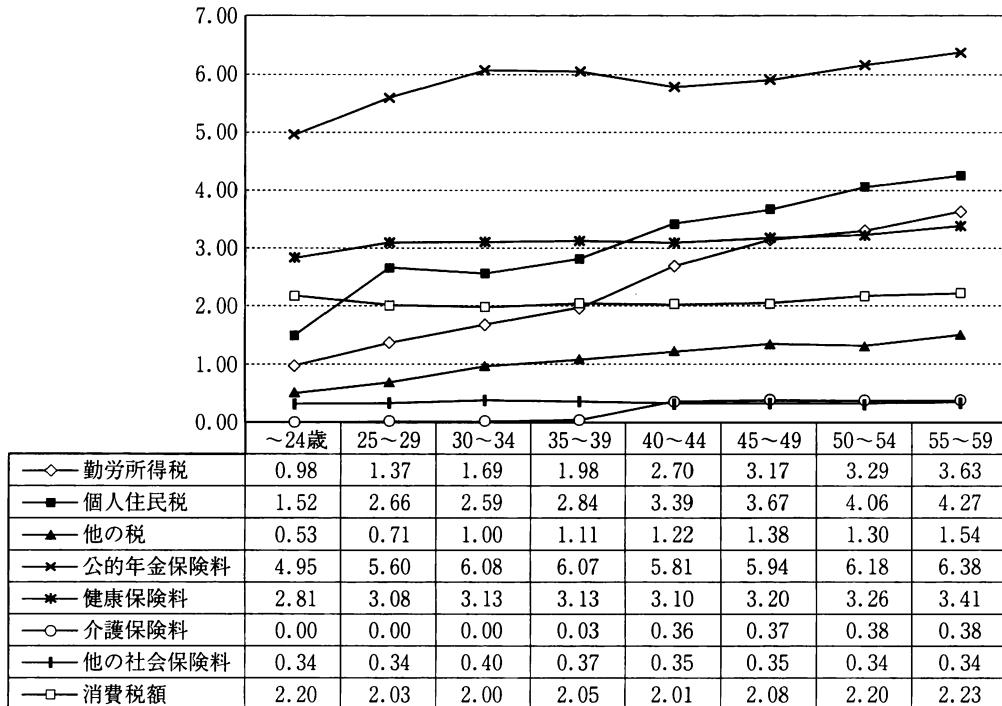
図表18：年齢階級別・税および社会保険料負担額（2010年）構成比（単位：%）



出所：総務省『2010年家計調査』より作成

世帯の値のほうが高くなっている。これは勤労者世帯の実収入が無職世帯のそれよりも高いため（図表14によれば、金額ベースでは2.22倍）である。各税と保険料を無職世帯と勤労者世帯で比較すると、金額ベースでは直接税では3.16倍、社会保険料では2.66倍、消費税では1.44倍と勤労者世帯のほうが大きくなっている。しかしこれを実収入で除した値である実効負担率でみると、直接税では1.43倍、社会保険料では1.20倍というように金額ベースでみたような相違にはなっていない。その一方で、消費税実効負担率のほうは0.65倍と、逆に無職世帯に大きな負担となっていることがみてとれる。ただし現役世代の税・社会保険料負担の実態でみたような社会保険料の重さという傾向は60歳以上では無職世帯においても勤労者世帯においてもみられない。これは65歳以上になった時の社会保険料負担（とりわけ公的年金保険料）が大幅に軽減されるためであると推測される。

図表19：年齢階級別・税および社会保険料の実効負担率（2010年）
(単位：%)



出所：総務省『2010年家計調査』より作成

図表20：60歳以上世帯の税および社会保険料負担の比較

60歳以上・無職世帯 (A)		60歳以上・勤労者世帯 (B)		(B)/(A)
負担額 (単位：円)		負担額 (単位：円)		
直 接 税	10,600	勤労所得税 個人住民税 他 の 税	8,706 15,038 9,798	3.16
社会保険料	12,778	公的年金保険料 健康保険料 介護保険料 他の社会保険料	16,354 14,430 2,338 886	2.66
消 費 税	8,123	消 費 税	11,704	1.44
実効負担率 (対実収入：%)		実効負担率 (対実収入：%)		
直 接 税	5.77	勤労所得税 個人住民税 他 の 税	2.14 3.70 2.41	1.43
社会保険料	6.96	公的年金保険料 健康保険料 介護保険料 他の社会保険料	4.02 3.55 0.57 0.22	1.20
消 費 税	4.42	消 費 税	2.88	0.65

出所：総務省『2010年家計調査』より作成

5. 政策的含意

第2節から第4節までにみてきた結果から、政策的含意を以下で考えていきたい。まず、筆者が疑問を抱いたことは消費税による世代間格差の是正という視点であった。公的年金をはじめとして世代間格差に関する先行研究がなされ、後の世代ほど負担が大きくなるという議論がある。そうしたなか例えれば、所得に対する課税による増税に比べて、消費に対する課税による増税のほうが現在の高齢世代にも一定の負担を負ってもらうことが可能であるということから将来世代の負担を軽減できるので好ましいという議論もある。こうした議論が昨今の社会保障制度を賄うための財源として消費税を挙げる一つの根拠となっている。しかし、はたして消費税を社会保障財源として用いることが現役世代にとってどれほどメリットのあることなのだろうか。また消費税は本当にすべての現役世代にとって等しくメリットのある税なのであろうか。

さらには世代間格差論がなされる場合、どうしても「現役世代 vs 高齢世代」という二項対立に陥ることへの疑問もある。つまり、「現役世代 vs 高齢世代」という二項対立のなかで、現在の高齢世代にも応分の負担を求めるこによって世代間格差を是正しようという議論があることへの疑問である。はたして「現役世代」「高齢世代」というようにひとくくりにしたままで議論をとめてしまってよいのであろうか。一口に「現役世代」といっても20歳代の若年世代から50歳代の壮年世代まで幅広く存在する。また一口に「高齢世代」といっても、経済状況の格差は高齢者ほど大きいという事実から考えると消費税増税の影響もかなり変わってくることが容易に想像できる。したがって当然のように消費税が世代間格差是正に有効であるということに疑問を投げかけることは重要であると考えられる。そうであれば、たとえば現役世代内の消費税の負担構造を詳細にみることが重要になってくる。

こうした問題意識のもと、まず本論文では、現役世代内の消費税の実効税率を求め、その特徴についてみてきた。消費税の実効税率を年齢階級別にみてみると、20歳代前半の若年層と50歳代において高い値を示すU字（細かくみるとW字）型の形状をしている。とくに20歳代前半は年度によっては50歳代よりも実効税率が高いことが分かった。つまり世代間格差を是正し、「現役世代」にとってメリットのある消費税負担を現役世代内について細かくみると、24歳未満という若年層に最も重い負担となる税でもあることが分かったのである。

また、高齢世代内での消費税負担の実態についてもみてきた。まずは60歳以上の勤労者世帯について年齢階級別に消費税の実効税率を求めた。これによると最も実効税率が高かったのは60歳代前半であり、60歳代後半あるいは70歳以上のほうが消費税の実効税率は低いことが分かった。さらには、データの制約上60歳以上の世帯という大きなくくりでしかみることができなかったが、同じ60歳以上世帯でも無職世帯と勤労者世帯では消費税負担に大きな相違があることが分かった。具体的には60歳以上の勤労者世帯の消費税の実効税率は2.88%であったが、60歳以上の無職世帯では4.42%と2倍近い負担差があることが分かった。

しかしこうした結果が、消費税という税を否定することには必ずしも繋がらない。本論文の第4節でみたように、所得階級別でみても、年齢階級別でみても、社会保険料の負担の重さが顕著であるためである。とくに公的年金保険料と健康保険料の重さが際立っていることがみてとれた。たとえば第Ⅰ所得階級（最も低い所得階級）では、公的年金保険料の実効負担率が4.84%，健康保険料が3.29%であり、税と社会保険料負担全体のうち約54%が公的年金保険料と健康保険料で占められている。また年齢階級別でもたとえば24歳未満の勤労者世帯では公的年金保険料の実効負担率が4.95%，健康保険料が2.81%であり、税と社会保険料負担全体のうち約59%が公的年金保険料と健康保険料で占められている。つまり社会保険料という負担形態が、とりわけ現役世代内における低所得階級や若年層で、かなりのウェイトを占めていることを無視してはならないということである。

また本論文の冒頭でも述べたように、消費税には税収の安定性と偏在性の小ささという特徴がある。個人所得税・法人税といった直接税が景気の変動を受けやすいことを考えても税収の安定性や偏在性の小ささを兼ね備えた消費税が重要な税となることは十分に理解できる。さらには効率性という観点からも消費税は重要である。本来的にはすべての財・サービスに一律の税率を課すことのできる一般消費課税は、税収ロスの少ない効率的な税である。昨今様々な議論のなかで、この税収の効率性が重視されている¹²⁾。

一方で世代間格差の是正という視点から消費税を肯定する議論に対して筆者は疑問をもっている。むしろ消費税は現役世代内でいえば若年層に負担感のある税であり、高齢世代内でいえば無職世帯のようなフローの所得が少ないのであっては実効税率がどうしても高くなってしまう税であるからである。こうした結果をみると、昨今のような「消費税を社会保障目的税に」という議論には疑問を持たざるを得ない。むしろ消費税のもつ税収の安定性や偏在性の小ささ、あるいは税収の効率性を重視したうえで、負担の公平性を担保するためには、消費税だけに社会保障の財源を頼るのではなく、所得課税や資産課税も含めて多様な財源を社会保障財源として充てることのほうが望ましいと考えられる。

おわりに

消費税はなぜ注目されるのだろうか。本論文の最初の出発点はこの単純な問い合わせであった。その理由として、消費税の景気に対する安定性、消費税の地域的な偏在性の小ささ、徴税上の効率性、そして公平性とりわけ世代間格差是正としての期待といった議論を紹介してきた。しかし筆者はここで世代間格差是正という消費税に対する期待の議論に対していくらかの疑問を抱いた。ここでの疑問は端的に言えば世代間格差是正の議論のもつ「現役世代 vs 高齢世代」という二項対立に対する疑問であった。

12) 欧州諸国で採用されているような複数税率やゼロ税率は、税収のロスを生む要素として否定的にとらえる議論が増えている。例えば橋本（2010）などを参照されたい。

こうした問題意識のもと、本論文では現役世代内および高齢世代内の消費税の実効税率を推計した。そこから得られた結果は、現役世代内ではとりわけ若年層に高い消費税負担がかかっているということ、そして、高齢世代内では無職世帯に代表されるようなフローの収入の少ない世帯に高い消費税負担がかかっているという事実であった。こうした事実をみると、「現役世代 vs 高齢世代」という二項対立的な議論から離れて、きめ細やかな消費税の議論をする必要があると感じられる。

ただし、筆者は消費税という税の重要性を否定するつもりは全くない。なぜなら本論文で示したように、社会保険料という負担が、とりわけ現役世代における低所得階級や若年層で、かなりのウェイトを占めているからである。公的年金保険料の負担は社会保険料の中でも最大である。こうした事実は重く受け止めるべきことである。さらには冒頭で述べた消費税収の景気に対する安定性、消費税収の地域的な偏在性の小ささ、徴税上の効率性といった特徴は非常に重要な観点である。

こうしたなか近年では、「税と社会保障の一体改革」などの議論でもみられるように、消費税増税と社会保障改革（それが具体的に何のための社会保障改革であるのかは必ずしもはっきりとはしないが）が拙速に議論されている気がする。消費税をはじめとする税制と社会保障改革には、まだまだ議論の余地が残されている。

たとえば、消費税は1999年度予算より、毎年度の予算総則において、その国分の税収は基礎年金・老人医療・介護に限定して充てられているが、目的税化の是非も含めて税収の使途については研究の余地がある。また年金・医療をはじめとした社会保障財政におけるお金の正確な流れをさらに把握するような研究も必要であると考えられる。負担のあり方についても所得・消費といったフローに対する税だけではなく、ストックに対する課税の議論も含める必要がある。こうした課題については今後の研究の課題としたいと考えている。

参考文献

- [1] 『asahi.com』 (<http://www.asahi.com>) 2011年3月21日。
- [2] 橋本恭之「消費税の逆進性と複数税率化」『KISER Discussion Paper Series』No. 16, 2009年9月。
- [3] IFS, "Tax by Design: The Mirrlees Review, Reforming the Tax System for the 21th Century for the Institute for Fiscal Studies.", 2010. (<http://www.ifs.org.uk/mirrleesReview/design>)
- [4] 鎌倉治子『諸外国の付加価値税（2008年版）』国会図書館調査及び立法調査局, 2008年。
- [5] 前川聰子「社会保障改革による世代別受益と負担の変化」『フィナンシャル・レビュー』第72号, 2004年。
- [6] 増島 稔・島澤 諭・村上貴昭『世代別の受益と負担——社会保障制度を反映した世代会計モデルによる分析——』, ESRI Discussion Paper Series No. 217, 2009年。
- [7] 重森 晓・都市財政研究会編著『しのびよる財政破綻——どう打開するか 大阪衛星都市にみるその実相——』自治体研究社, 2000年。
- [8] 篠原 哲「消費税の逆進性の問題に関する考察——世帯ベースの分析——」『ニッセイ基礎研究

- 所 経済調査レポート』2006年11月。
- [9] 総務省自治税務局『平成23年度 地方税に関する参考係数資料』2011年1月。
- [10] 総務省統計局『家計調査』各年度。
- [11] 橋木俊詔「税制を考える 基礎年金を全額税負担に」『日本経済新聞』(経済教室) 2005年10月20日。
- [12] 上村俊之「家計の間接税負担と消費税の今後——物品税時代から消費税時代の実効税率の推移——」『会計検査研究』No. 33, 2006年。
- [13] 吉田 浩「世代会計による高齢化と世代間不均衡に関する研究(改訂版)」“*Project on Intergenerational Equity, Institute of Economic Research*” Hitotsubashi University, Discussion Paper on. 287, 2006年。
- [14] 吉田 浩「世代会計による世代間不均衡の測定と政策評価」『「人口動態の変化と財政・社会保障制度のあり方に関する研究会」報告書』2008年。
- [15] 『財務省 HP』(<http://www.mof.go.jp>)。